

「鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術に係る活動支援補助金」 手続きにおける必要書類のチェック表

■申請書を提出する前に、

申請書の記入内容や必要書類の確認に本チェック表をご利用ください。

(1) 個人で申請される方

チェック欄	必要書類	確認ポイント
☐	様式第1号	・氏名、住所は申請者個人の情報が適切に記入されていますか？ ・記入がもれている項目はないですか？
☐	様式第3号	・項目はすべて読みましたか？ ・氏名、住所は、様式第1号の申請者個人の情報と同じですか？
☐	動物病院が発行した診療明細書等の写し（※1）	・診療明細書等の宛先は、申請者と同じですか？（異なる場合、手術費用を負担した方による同意書が必要です。） ・診療明細書の日付は、4月1日から翌年1月31日までの間ですか？ ・申請する金額分（頭数分）のすべての診療明細書の写しが必要です。
☐	手術費用を負担した方による同意書（※2）	・申請者である手術費用以外の活動経費（餌代やガソリン代等）を負担した方と、手術費用の負担者が異なる場合は、手術費用を負担した方の同意書が必要です。
☐	金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が分かる書類（通帳の写し等）	・振込先口座は、申請者本人のものであることが必要です。

※1）各市町村が実施する飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助金を受給されている場合又は県が指定した連携病院で手術を行い、手術費用を負担していない場合、添付は不要です。

※2）申請者と不妊去勢手術費用の負担者が同じ場合は不要です。

(2) 団体で申請される方

チェック欄	必要書類	確認ポイント
☐	様式第1号	・団体名称、団体代表者名及び住所が適切に記入されていますか？ ・記入がもれている項目はないですか？
☐	様式第3号	・項目はすべて読みましたか？ ・団体名称、団体代表者名及び住所は、様式第1号の申請団体の情報と同一ですか？
☐	動物病院が発行した診療明細書等の写し(※1)	・診療明細書等の宛先は、申請者と同じですか？ (異なる場合、手術費用を負担した方による同意書が必要です。) ・診療明細書の日付は、4月1日から翌年1月31日までの間ですか？ ・申請する金額分(頭数分)のすべての診療明細書の写しが必要です。
☐	手術費用を負担した方による同意書(※2)	・申請者である手術費用以外の活動経費(餌代やガソリン代等)を負担した団体と、手術費用の負担者が異なる場合は、手術費用を負担した方の同意書が必要です。
☐	団体規約 ※規約がない場合は団体の活動概要が分かるもの	
☐	金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が分かる書類(通帳の写し等)	・振込先口座は、申請団体が開設した金融機関口座であることが必要です。

※1) 各市町村が実施する飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助金を受給されている場合又は県が指定した連携病院で手術を行い、手術費用を負担していない場合、添付は不要です。

※2) 申請者と不妊去勢手術費用の負担者が同じ場合は不要です。